

京都市青少年活動センター条例（平成30年11月9日京都市条例第26号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

現在7箇所ある青少年活動センターについて、京都市中京青少年活動センターを京都市中央青少年活動センターとし、その他のものをその分館とすることで、より一体的かつ効果的な青少年支援を行うとともに、青少年全般を対象として、健全な育成に関する事業等を行うものであること及び支援を必要とする青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための事業を行うものであることを明確化することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年11月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第26号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

青少年の福祉の増進，健全な育成及び自主的な活動の促進を図るため，青少年活動を振興するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市中央青少年活動センター

位 置 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地

第1条第2項中「青少年活動センター」を「分館」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 京都市中央青少年活動センター（以下「センター」という。）に分館を置く。

第2条各号列記以外の部分中「青少年活動センター」を「センター」に改める。

第2条第1号中「勤労青少年」を「青少年」に，「教養の向上及び青少年の」を「健全な育成及び」に改め，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

第3条第1項及び第2項第2号中「青少年活動センター」を「センター」に改める。

第4条第1項本文中「青少年活動センター」を「センター」に改め，同条第2項本文中「京都市中京青少年活動センター」を「センター（分館を除く。）」に改める。

第5条各号列記以外の部分，第7条各号列記以外の部分及び第13条中「青少年活動センター」を「センター」に改める。

別表第1京都市中京青少年活動センターの項を削る。

別表第2京都市北青少年活動センターの項及び京都市中京青少年活動センターの項を次のように改める。

	大 会 議 室	円	円
		1,540	3,180

センター（分館を除く。）	中 会 議 室		1 室につき 1 時間	610	1,230				
	小会議室 A 及び小会議室 B			410	820				
	和 会 議 室			610	1,230				
	レッスンスタジオ			610	1,330				
	ピ ア ノ 室			200	410				
	ス ポ ー ツ ル ーム	全面使用		夜間 A	1 室	5,340	10,690		
				夜間 B					
		半面使用		夜間 A				2,670	5,340
				夜間 B					
	音 楽 ス タ ジ オ			1 室につき 1 時間	720	1,540			
ト レ ー ニ ン グ ル ーム		1 人につき 1 回	300	610					
京都市北青少年活動センター	多 目 的 ホ ール		1 室につき 1 時間	920	1,950				
	中 会 議 室			610	1,230				
	小 会 議 室			410	820				
	和 会 議 室			610	1,230				
	レッスンスタジオ A			610	1,330				
	レッスンスタジオ B			410	820				
	グ ル ー プ 活 動 室			610	1,230				
	料 理 室			820	1,640				
	音 楽 ス タ ジ オ			720	1,540				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市中央青少年活動センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)